

松平 関原 宮田 長尾 越川 安田 中島 山田 島 森  
石川(五) (以上従業員代表)

組合常任 高木 鴻巣

(1) 嘆願書提出日時決定ノ件

本月十三日午前十時本社ヲ訪問提出スルコトニ決定

(5) 前記大會ノ決定ニ基キ本月十三日午前十時組合代表ハ本社

事務所ヲ訪問シ大田支配人ニ対シ別記嘆願書ヲ提出シ十四

日午前十時迄ニ回答アリ度キ旨ヲ述べ歸去セリ

(6) 本月十四日午前十時五十分ヨリ會社事務所ニ於テ

會社側 重後 谷 喬木 支配人 大田 義雄

従業員側 高木 鴻巣 外十二名

會見ニ従業員側ヨリ本月十三日提出セル嘆願書ニ対スル

回答ヲ求メタルニ対シ會社側ハ事業繼續不可能ナルト

共ニ解雇手當ニ當初發表ノ額以上支給困難ナル旨ヲ主張

シタル為従業員側ヨリ會社側ノ不誠意ヲ詰リ交渉決裂ノ虞  
アリタル為立會警察官ニ於テ斡旋ノ結果更ニ本月十五日再  
會見スルコトヲ約シ午後二時會見ヨリス

(七) 會社側ノ態度

會社側ハ態度強硬ニシテ解雇手當ノ点ニ於テハ幾分譲歩ノ  
模様アルモ事業ノ休止ト全従業員ノ解雇方針ハ変更セザル  
意向ヲ有シコトアリ

(八) 従業員側ノ態度

従業員側ハ解雇發表以來吾妻橋上流隅田川筋ニ繋留中ノ  
第四巡航船内ニ集合(午前九時ヨリ午後六時迄)シテコトアリ  
シ態度強硬ナルモ目下ノ處不穩ノ虞ナシ

右及中(通)報候也